

裁判による住民弾圧をやめヘリパッド建設を断念させるため、署名をお願いします。

1996年、SACO合意により米軍北部訓練場の一部返還を決めた日米政府は、その条件として東村高江区周辺へ六つの米軍ヘリパッド建設を強行しようとしています。

高江区民は自らの生活が脅かされるとして事業内容の説明を求めてきました。しかし旧・自公政権は納得のできる説明は行わず、住民は国（沖縄防衛局）と工事業者に工事をやめるよう説得と監視活動を続けてきました。

住民の真剣な説得活動に対し国（沖縄防衛局）は、2008年11月25日、高江区の住民ら15人に対して那覇地方裁判所に通行妨害禁止の仮処分を申し立てました。

2009年12月11日、那覇地方裁判所は、大部分の人々への仮処分申し立ては却下しましたが、住民2人については、仮処分を決定しました。この2人は、「自分たちの行動は正当な意思表示であり、監視行動である」として、この決定に不服であり、政権交代後も国が裁判を起こすつもりなのかを問うための手続きをしました（起訴命令と言います）。新政権が旧政権のような人権侵害まがいの住民弾圧をしないのであれば裁判は行なわれず2人に対する仮処分は取り消しとなるはずでした。

しかし、2010年1月29日、千葉景子法務大臣の下、国は2人に対し裁判を争う手続きを決定しました（起訴決定）。

この裁判は憲法上保障されている表現の自由に対する重大な弾圧行為で、裁判を使って工事を強行することは国民の人権を侵害する行為です。起訴決定は旧・自公政権が行おうとした司法を利用しての住民弾圧を、民主党連立政権が継承したことになります。

戦後65年、沖縄県民は米軍による横暴な土地接収や人権蹂躪に対し、非暴力の抵抗を続けてきました。そして今、「権力を持つ国が裁判を利用する」という新たな住民運動の弾圧が始まりました。私たちはこれを許すわけにはいきません。

北部訓練場は普天間基地所属の海兵隊とヘリ部隊の演習訓練地です。隣接する高江区周辺へのヘリパッド建設はその機能強化、欠陥機オスプレイでの訓練を予定してのものであり、普天間基地の沖縄県内移設が前提ということにもなります。改良型と言われるオスプレイ CV-22 機も2010年4月8日夜にアフガニスタンで墜落事故を起こし死者4名と多数の負傷者を出しました。沖縄の主要な水源ダムの集中する地区での訓練は地域住民のみならず沖縄県民全体にとっての安全安心を脅かすものです。

私たち支援者は日本政府に対し、高江住民2人に対する起訴の取り下げ、（裁判所に対し、この裁判での国の主張の却下）と高江区周辺への米軍ヘリパッド建設の中止を求めます。

署名呼びかけ団体 沖縄県那覇市久茂地 3-29-41 久茂地マンション 401  
なはブロッコリー FAX 098-861-1101

総理大臣殿  
法務大臣殿  
防衛大臣殿  
ほか関係大臣殿

高江区住民への起訴を取り下げ、高江区周辺への新たなヘリパッド建設を中止してください。

理由

- 1・高江区周辺への米軍ヘリパッド建設の強行は、民主主義を無視した行為で、国側にこの騒動の責任があり、住民2人の説得活動は正当である。
- 2・米軍ヘリパッド建設について、ヘリパッドが15カ所も存在するこの地域に、なぜ新たに6カ所の新しいヘリパッドを建設するのか疑問。
- 3・ことさらに平坦な直径45mのヘリパッドは、沖縄への配備が予定されている米軍の欠陥機オスプレイに必要な離発着場のサイズと同じであるが、旧自公政権は「配備を米軍から聞いていない」と国民を騙し続けてきたこと。
- 4・長さ30m以上のヘリポートは沖縄県の条例では、環境アセスの対象となっているが、旧自公政権は納得のいく理由を示さないまま「ヘリポートとヘリパッドは違う」として、環境アセスの手続きを踏んでいないこと。
- 5・民主党連立政権は、住民の提訴をすることではなく、旧自公政権の行政手続き、対米協議の経過を洗い直して沖縄の宝である亜熱帯の森を守るべくオバマ政権にヘリパッド建設の断念を求めるべきです。

名前

住所

名前	住所